

令和7年第3回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和7年6月11日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和7年6月20日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1 番 坂本 稔記	2 番 南 雅彦	3 番 山口 欣也
4 番 福田 泰生	5 番 渡邊 昌行	6 番 谷口 和也
7 番 井上 容子	8 番 山路 善己	9 番 前川さおり
10 番 中西 友子	12 番 坪井 信義	13 番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	総務防災課長 内山 治久	まちづくり推進課長 中川 泰成
保健福祉課長 見並 智俊	税務住民課長 梅前 宏文	建 設 課 長 平生 公一
産業振興課長 里中 和樹	教育事務局長 山下 健一	上下水道課長 上村 和弘
生活環境室長 松田 臣二	病院老健事務局長 竹郷 哲也	介護老人保健施設所長 山口 成人
こども子育て室長 山口 明子	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 西岡 厚	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 若宮 慎朔
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第3 議案第38号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第4 議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第5 議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第6 議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第7 議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について（討論・採決）
 - 第8 議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）（討論・採決）
 - 第9 議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 追 加 日 程
 - 第1 議案第45号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第2号）
 - 第2 議案第46号 工事請負契約の締結について（玉城町役場本庁舎等におけるBCP

対応システム導入工事)

- 第3 議案第47号 物品購入契約の締結について（玉城町研修バス購入）
- 第4 発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について
- 第5 発議第7号 閉会中の継続審査の申し出について
- 第6 発議第8号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第3回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

8番 山路 善己 議員

9番 前川さおり 議員

の2名を指名します。

それでは、議事に入ります。

◎日程第2 議案第37号から日程第6 議案第41号

○議長（小林 豊） 日程第2 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について、ないし日程第6 議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題とします。

ただいま一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。また、日程第7 議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止についても総務産業常任委員会に付託されておりますので、一括議題と同時に報告をいただきますので、ご了承願います。

初めに、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 渡邊昌行委員長。

○総務産業常任委員長（渡邊 昌行） 総務産業常任委員会委員長 渡邊。

議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る6月12日開催の本会議において、本委員会に付託されました議案4件について、

6月16日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正については、この条例を見直すきっかけについての確認や質疑応答がありましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきと決定しました。

次に、議案第38号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑はなく、採決の結果は挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正については、手数料収入が減少する可能性はないかという質疑に対して、対象件数が少ないため影響は小さいとの答弁がされました。採決の結果は挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止については、質疑はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（小林 豊） 以上で総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、総務産業常任委員会委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 谷口和也委員長。

○教育民生常任委員長（谷口 和也） 教育民生常任委員会委員長 谷口。

議長より教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案について、6月16日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくとし、委員会審査においての質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、委員より、現在マイナンバーカードではなく、資格書のみを持っている方は何か手続が必要かとの質問がありました。執行部より、特別な手続は不要であり、資格書については毎年9月1日付で発行していくとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、委員より、4方式から3方式の変更により、所得割の増加により保険料が上がっていく方がおられるが、低所得の方々にはどのように対応するのかとの質問がありました。執行部より、軽減措置もあり、また個々の状況に合わせて相談をさせていただき、納入していただいているとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、教育民生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

日程第2 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第38号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案も討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第38号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、本案も討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 10番 中西。

議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、反対の立場で理由を述べたいと思います。

マイナンバーカードを受給資格として利用するためと提案理由にありましたが、そもそものマイナンバーカード利用という点で、現在までの情報漏えい、莫大な予算をかけている割にシステムは脆弱なままという点に目を向けるべきです。いま一度原点に立ち返り、導入を見送ることを国に提案することを望みます。

以上をもって反対の理由とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 1番、坂本。

議長の許可をいただきましたので、議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正案は、マイナンバーカードを受給資格書として利用するための情報連携システムの先行実施に伴い、条文の整理を行うものです。この改正により福祉医療費の受給資格者に関する情報をマイナンバーカードとひもづけられ、医療機関の窓口でスムーズに助成を受けられるようになります。マイナンバーカードを使った確認は、受付側にとっても、受給者側にとっても、煩雑なやり取りが減り、より簡単でスピーディーな手続が可能になる点が大きな利点です。もちろん従来の紙の受給資格書も引き続き利用できます。つまりマイナンバーカードを利用される方には利便性が高まり、従来の方法が安心な方はそのまま使え、利用者の選択肢を広げた制度設計になっております。

この福祉医療助成制度の対象となるのは、例えば次のような方々です。小中学生までのお子さんを育てているご家庭、こちらは令和7年9月から高校生までのお子さんを育てているご家庭に拡大予定であります。次に、ひとり親家庭等の方、そして障害をお持ちの方、こうした町民の皆様にとって安心して医療機関を利用できる環境づくりに寄与するものと考えています。

この条例に反対するということは、利便性の向上や利用者の選択肢の拡大を否定することにもなりかねません。そのような判断は、町民の皆さんの実情や思いから乖離しているものと私は感じております。

以上の点から、本条例改正案に賛成をいたします。議員各位に良識のある判断をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 10番 中西。

議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場での理由を述べたいと思います。

4方式から3方式への変更により保険料の納付金額が上がる方が多数見えることにまず反対いたします。

加入者が継続して支払い続けられる金額にするべきです。助け合いの制度というのなら、町の国保会計が健全な運営ができるよう、国に十分な金額を補助金などで入れるよう要請することです。町民に負担を求めるべきではありません。

以上をもって反対の理由とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 1番、坂本。

議長の許可をいただきましたので、議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例改正案は、国民健康保険料の算定方式を三重県が示した方針に基づいて、県全体で統一するための見直しです。今までは保険料を計算する際に、固定資産税額などに基づく資産割という項目が含まれておりましたが、これを廃止し、所得や人数に応じて保険料を算出する3方式に完全移行するものです。資産割は土地や家屋などを持つ方に負担が偏るという側面もあり、これをなくすことで、より公平、明確な保険料制度に近づくと考えます。今回の条例改正は、そのような公正性の確保と、県内統一のための制度的な整理という意味で非常に重要です。もちろん制度変更により、一部の方には保険料の負担が変動することも予想されます。だからこそ変更の理由や制度の仕組みを丁

寧に加入者に説明し、理解を得る努力が今後ますます重要になります。今回の改正はその第一歩であり、町全体でより分かりやすく、持続可能な保険制度に向かうための一つの改革だと捉えています。

国民健康保険は、加入者の健康と暮らしを支える大切な制度です。玉城町としても県の方針と歩調を合わせる中で、加入者の負担が大きくなり過ぎないように、適切に対応していく責任があります。そうした観点から、今回の条例改正は妥当な内容であり、賛成すべきものと考えます。議員各位におかれましては、本改正の趣旨と必要性をよくご理解の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、加入者の皆様におかれましても、保険制度をよりよく維持していくための見直しとして、どうかご理解とご協力をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第42号

○議長（小林 豊） 次に、日程第7 議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止についてを議題にします。

ただいま議題となりました議案については、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

また、一括議題とともに委員長報告も終わっていることから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

よろしいですか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、総務産業常任委員会委員長報告に対する質疑を終了します。

これから討論、採決を行います。

日程第7 議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第43号及び日程第9 議案第44号

○議長(小林 豊) 次に、日程第8 議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第1号)及び日程第9 議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を一括議題にします。

各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会の審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 坪井信義委員長。

○予算決算常任委員長(坪井 信義) 予算決算常任委員会委員長 坪井。

それでは、議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計予算の議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る6月12日の本会議場において、本委員会に付託されました議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第1号)及び議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を6月16日に第1委員会室において町長、副町長並びに教育長、関係職員の出席と議長同席の下、11名の委員により実施いたしました。

その審査内容は会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び結果を報告します。

議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,239万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億6,339万4,000円とするものです。

主なものとして、物価高騰対策として計上された2,000万円の使用目的について、標準化システム導入先行自治体としてガバメントクラウド連動費用増額等についてなどに対し委員から質疑があり、慎重な審査がなされました。本案に対しての討論はなく、採決の結果、挙手多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ236万9,000円を減額し、予算総額を15億6,883万1,000円とするものです。

主なものとして、4方式から3方式への変更、国保加入者の増減、歳入歳出全般にわたり委員から質疑があり、慎重な審査がなされました。本案に対しての討論はなく、採決の結果、挙手多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算決算常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

まず、日程第8 議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 10番 中西。

議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で理由を述べたいと思います。

令和7年3月当初予算にて反対しましたように、田丸保育所の屋上への太陽光の設置が場所の変更がなされていないことにより、引き続き反対いたします。場所の変更がない限り賛成することはできません。

また、標準化についてですが、玉城町としての自由度が制限されることが予想されていますので、他の改善策を講じるのではなく、まずは先行自治体という枠から抜けることを提案いたします。

以上をもって反対の理由とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 2番 南。

議長の許可をいただきましたので、議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算にはたまネーポイント還元事業に対する予算が2,000万円計上されています。この事業は物価高騰が続く中、町民の皆様の暮らしを支えつつ、町内の経済を活性化させる事業であり、広く認知されつつあります。この事業の継続に向けた玉城町の判断は適切であるものと評価いたします。また、DX化や情報システムの強靱化に係る経費も盛り込まれています。これは将来の住民サービス向上と行政の効率化を見据えた前向きな取組であり、デジタル社会への対応として、他の自治体に先んじて進める姿勢は、玉城町の未来を見据えた投資として妥当なものと考えます。私たち議員は、常に町民目線で議案を慎重に見極める立場にありますが、今回の補正予算は現状の課題

に対する具体的な対応と将来のまちづくりに向けた基盤整備の両面を備えた意義ある補正予算であると判断いたします。

以上のことにより、本議案に賛成するものであります。議員各位におきましても本議案の趣旨をご理解の上、賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についても討論の通告書が提出されておりますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 10番 中西。

議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場の理由を述べたいと思います。

内容につきましては、議案第41号と同じものです。4方式から3方式への変更により、保険料の納付金額が上がることにまず反対します。加入者が継続して支払い続けられる金額にするべきです。助け合いの精神というのなら、町の国保会計が健全な運営ができるよう、国に十分な金額を補助金などで入れるよう要請すべきです。町民に負担を求めべきではありません。

以上をもって反対の理由とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

（「議長、その前に休憩動議お願いします」「賛同」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前9時35分 休憩）

（午前9時36分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 1番、坂本。

議長の許可をいただきましたので、議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、国民健康保険の保険料を今年度の保険加入者の所得が確定したことに伴い、再計算し、必要な見直しを行ったものです。また、保険料だけではなく、県からの支援金や前年度の繰越金、そして、医療費の支払いに必要な予算についても実情に合わせて調整されています。

今回の補正の中で最も加入者の関心が高いのは保険料の引上げかと思います。1人当たりで年間約2万円、世帯当たりで約2万4,000円の負担増となります。この引上げは玉城町だけの判断ではなく、県が進めている保険料の統一化の流れの中で避けては通れない対応であることをご理解いただきたいと思います。財政の健全化を図ることで、将来的に加入者の皆さんの医療を安定的に支えることができます。国保制度の持続可能性を高めるためには、今回の引上げは必要な措置であると判断します。また、引上げによって納付が困難になる方々に対しては、徴収猶予や分割納付といった柔軟な支援策が講じられており、加入者に寄り添った対応が図られている点でも評価できるものと考えております。

一方で、医療費の支出増に応じて県からの交付金を増やすなど、歳入面でも適切な対応が取られています。また、医療費通知の作成など、加入者の健康管理にも役立つ事業費の組替えも行われており、ただ負担を増やすだけではなく、医療費の見える化や適正化も意識された内容となっています。

国民健康保険は加入者一人一人の暮らしと命を守る重要な社会保障制度です。この制度を持続可能なものにするため、痛みの伴う見直しであることは理解しつつも、将来にわたって安心して医療を受けられるまちづくりのために、今回の補正予算には賛成すべきと考えています。議員各位におかれましても、加入者の生活を守るという立場から、本議案にご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前9時45分 休憩）

（午前9時49分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

議会運営委員会にて協議した結果、執行部からの申出を追加議案として審議することに決定しました。

議案を配付する間、暫時休憩とします。

(午前9時49分 休憩)

(午前9時49分 再開)

○議長(小林 豊) 再開します。

この際、議案第45号ないし発議第8号を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、議案第45号ないし発議第8号を追加日程第1ないし追加日程第6とし、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第45号

○議長(小林 豊) まず、追加日程1 議案第45号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第2号)を議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 日程に追加をいただきました議案第45号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,430万2,000円を追加し、予算総額を78億2,769万6,000円とするものです。

本議案は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環と、昨年給付された調整給付金について、令和6年分所得税及び定額減税の確定により不足が生じる方に対して追加給付を行うため、給付等に要する経費について補正をお願いするものです。給付対象者は、扶養親族の方を含め2,919名、給付総額は6,130万円、1人当たりの平均給付額は2万1,000円となっています。8月給付開始に向け、迅速に準備を進めてまいります。

なお、補足説明は省略させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林 豊) 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案について会議規則第39条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) よろしいですか。

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 討論はありませんので、省略します。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第45号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第46号

○議長(小林 豊) 次に、追加日程第2 議案第46号 工事請負契約の締結について(玉城町役場本庁舎等におけるBCP対応システム導入工事)を議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 議案第46号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、先般、国の交付決定を受けた玉城町役場本庁舎等におけるBCP対応システム導入事業について、去る6月18日、見積りの結果、パナソニック環境エンジニアリング株式会社中日本支店と請負代金6億5,986万8,000円で工事行為契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細はまちづくり推進課長から説明をさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林 豊) まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長(中川 泰成) まちづくり推進課長 中川。

それでは、議案第46号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

今回の工事は、各設備の導入、更新により脱炭素化と併せてより災害に強い役場本庁舎の実現及び職場環境の充実を目指すものでございます。

本工事は、設計と施工を一括して発注しておりますが、補助事業の都合上、年度を分

ける必要があるため、今般施工部分について工事請負契約を締結するものでございます。

なお、設備配置図、システム概要図などについては、既に全員協議会でお示ししておりますので、省略しております。ご了承ください。

それでは、議案第46号資料をご覧ください。

まず工事名は、令和7年度第5号玉城町役場本庁舎等におけるBCP対応システム導入工事でございます。工事場所は、玉城町田丸地内役場本庁舎及び田丸保育所屋上を予定し、工期は、議会議決の日から令和8年1月30日までとしています。業者選定は、令和6年9月20日、企画提案型プロポーザル方式により実施しておりまして、落札業者は、パナソニック環境エンジニアリング株式会社中日本支店でございます。請負金額は、消費税及び地方消費税を含めまして6億5,986万8,000円でございます。

工事の主な内容といたしましては、太陽光発電設備170キロワット、蓄電池1,720キロワットアワー、空調設備の更新、照明設備のLED化、屋上の防水工事、また、電気自動車5台の導入、工事管理などでございます。

選定結果については、資料下段に記載をしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案について会議規則第39条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 討論はありませんので、省略します。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第46号 工事請負契約の締結について（玉城町役場本庁舎等におけるBCP対応システム導入工事）は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第47号

○議長（小林 豊） 次に、追加日程第3 議案第47号 物品購入契約の締結について（玉城町研修バス購入）を議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第47号 物品購入契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、町が保有する小型バスを更新するものであり、去る6月16日、見積りの結果、購入代金1,086万890円で三菱ふそうトラック・バス株式会社東海ふそう津支店と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課 見並。

議案第47号 物品購入契約の締結について補足説明を申し上げます。

議案資料に基づき説明をさせていただきます。

件名、令和7年度第20号玉城町研修バス購入でございます。納入場所は、玉城町勝田4876番地1、保健福祉会館です。納入期限を令和8年3月27日としております。見積り合わせ実施日は、令和7年6月16日で、落札業者は、三重県津市雲出本郷町1881番地1、三菱ふそうトラック・バス株式会社東海ふそう津支店でございます。契約金額は、消費税及び地方消費税を含み1,086万890円で、設計金額及び予定価格につきましても、いずれも消費税及び地方消費税を含み1,111万4,000円でございます。

研修バスの概要といたしましては、座席配置は乗務員を含め29名定員、正座席21、補助席6、乗務員2の小型バス1台で、町名や当町の観光名所などをボディプリントし、これは具体的には町内を走る民間の路線バスがございしますが、そちらの絵柄をイメージいたしております。

主な付属品といたしましては、ナビゲーションシステム、ドライブレコーダー、ETC等の機器を取り付けることといたしております。

詳細な装備の仕様に関しましては、公用車マイクロバス運行事業の委託先であります社会福祉協議会運行担当者と運行状況に則した仕様となりを打合せを行い、決定をいた

しております。

見積り結果につきましては記載のとおりでございます。

なお、購入の財源といたしまして、ふるさと応援基金を一部活用することといたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案について会議規則第39条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。

発言を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 7番 井上。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前10時6分 休憩）

（午前10時6分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、議案第47号 物品購入契約の締結について、反対の立場で討論させていただきます。

研修バスについて、路線バスのようなペイントを施すとのことでございます。現在の玉城町では観光で儲ける仕組みがまだ確立しておりません。そんな中で観光客誘致に税金を投入することはもう少し先にすべきと考えます。

移住者誘致の観点でのPRでございましたら、仮名と漢字で玉城町と大きくアピールし、玉城町は町民のために研修のバスを出してくれるということが分かればよいと考えます。味けないと言うのでございましたら、玉城町が三重県でどの位置にあるか分かるイラスト程度でよいのではないのでしょうか。

ペイントにかかる金額分を減額し、財政にかかる負担を減らすことを提案し、私の反

対討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、慎重な審議をお願いいたします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

4番 福田泰生議員。

○4番（福田 泰生） 4番 福田。

議長からの発言の許可をいただきましたので、議案第47号 物品購入契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど詳細な説明もございましたが、バスにボディペイントを施し、そのバスを走らせる。当然この研修バスというのは各地いろんな場所に行くわけですが、そうしたところにアピールをする場でもあります。そういったことを考えますと、玉城町を広く知っていただくことへの投資という観点で考えれば、広告費という考えも取れると思います。そういったことをトータルで考えますと、決して大きな費用とは考えておりません。当然近隣市町にも出向きますが、遠いところにも活躍するわけありますので、これを風景並びにいろんなデザインを施して、これを目で広めるということは非常に意義のあることではないかと思います。

これを持ちまして、私からの賛成討論といたします。

○議長（小林 豊） ほかにありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第47号 物品購入契約の締結について（玉城町研修バス購入）は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 発議第6号から追加日程第6 発議第8号

○議長（小林 豊） 次に、追加日程第4 発議第6号ないし追加日程第6 発議第8号に係る閉会中の継続審査の申出についてを一括議題とします。

各常任委員会の委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、それぞれの常任委員会において閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで今期定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長、挨拶願います。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

今期定例会提案の全ての議案について原案承認を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

会期中に出張がございました件のご報告を申し上げますが、一昨日、6月18日でございましたけれども、小林議長にもご同行を賜りまして、東京三重テラスで開催いたしましたところの伊勢國お庭街道ガーデンツーリズムのキックオフのイベントには、東京玉城会からも曾原会長ご夫妻、そして、蚊野出身の弁護士的小林芳郎先生、そして日本観光協会元理事長でありました玉川の見並陽一さん、東京玉城会の幹事をなさっておられる見並克也さん、雄二さん、そして新田町から首都圏で活躍なさっておられる中田さん、そして玄甲舎の当主であります金森陽代さんにもご臨席を賜ったわけでございます。玉城町といたしまして、大変この同じ県下7つの庭園の中で歴史的にも関係の深い、約500年前、室町時代につくられました日本三大武将庭園の美杉の北畠神社にあります庭園あるいはまた松阪豪商長谷川邸の庭園と、大変金森得水ゆかりの交流があったという町であるわけでございますので、これからも東京玉城会をはじめ、国交省、県の観光部、多くの皆さん方にご協力をいただいて、玉城の魅力を発信していかなければならないと、こんなふうに思っておる次第でございます。

また、8月2日に予定されております商工会さんが中心になって開催をいただいております玉城町の夏祭り、毎年多くの方でにぎわっておるわけでありまして、南城市の商工会のほうからも応援をいただく。そして全国的にも有名な三重高のダンス部の学生さんが約100名応援をいただくと。こういうことで盛り上げて、70周年という町の今節目を盛り上げていただくという予定になってございます。

さらに今回ご承認を賜りました物価高を応援しておりますところのたまネー還元キャンペーン、早速に準備を進めまして、多くの皆さん方にご利用を賜りたいと、こんなふうに考えておる次第でございます。

大変暑さが厳しくなっております。議員各位におかれましてもご自愛をいただき、お過ごしを賜りたいと思います。

終わります。

○議長(小林 豊) これで令和7年第3回玉城町議会定例会を閉会します。

(午前10時16分 閉会)